

北本市国民健康保険税条例の一部改正について

北本市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和元年 1 1 月 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和 4 6 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 2 2 条中「5 4 万円」を「6 1 万円」に改める。

第 2 3 条の 2 第 2 項中「を提出する場合には」を「の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 3 条の 2 第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 2 2 条の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。